

第5章

施策の展開

この章では、環境ビジョンに示したまちの実現に向け、6つの基本目標を掲げるとともに、20の施策を展開しています。



(*のついた用語は巻末の用語解説をご覧ください。)

〈施策の展開の体系〉

【環境ビジョン】

【基本目標】

人も生き物もおいしく感じる水を取り戻し、守っていくまち

1. 健全な水循環の回復と維持

多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるまち

2. 多様な生態系と自然環境の保全及び回復と動植物の保護

安全で健やかに暮らせるまち

3. 都市生活型公害及び産業公害の防止と予防

松阪らしさを引き継ぎ伝えていける、快適で魅力あふれるまち

4. 歴史文化の薫る魅力ある景観の形成とやすらぎある空間づくり

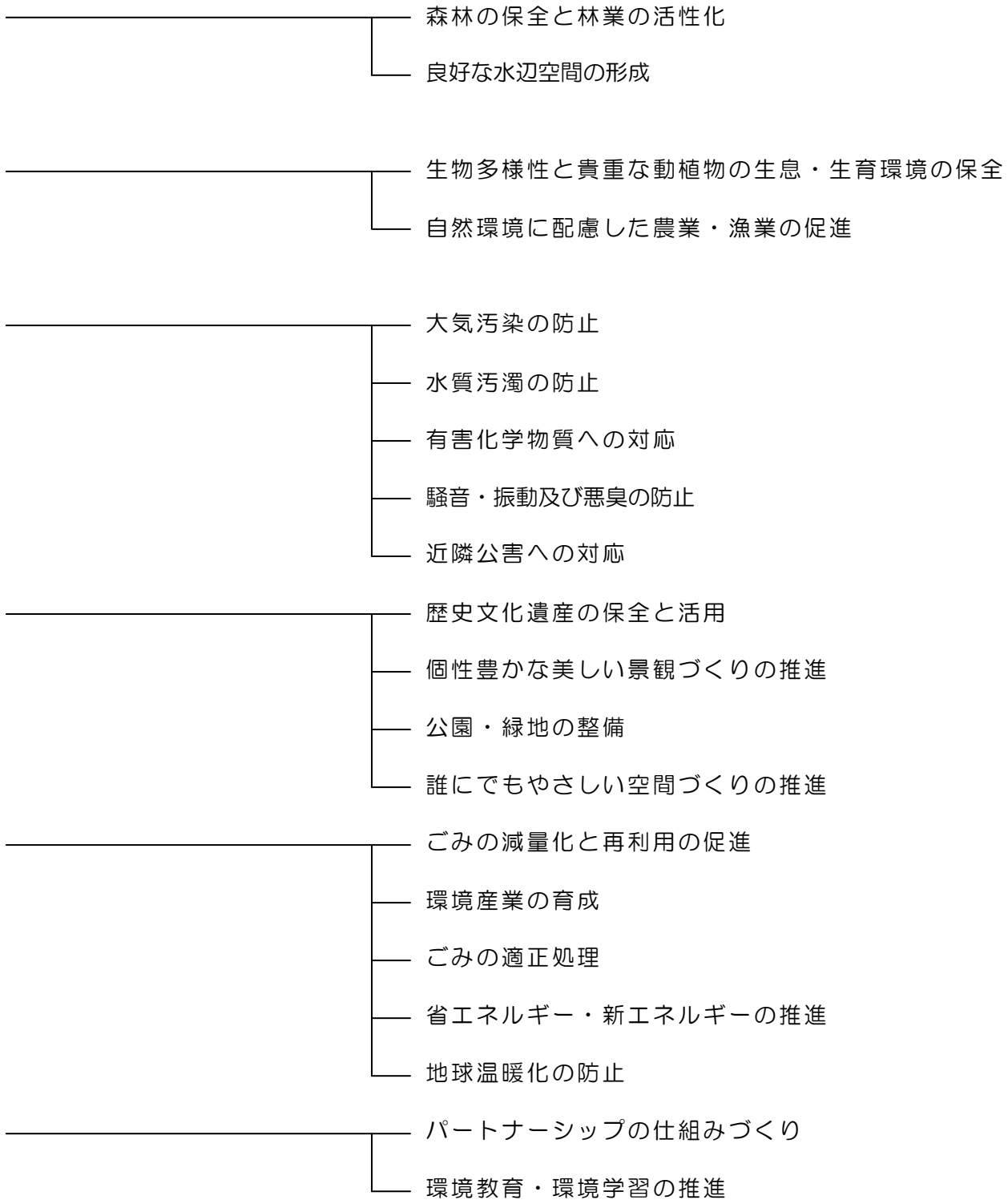
「もったいない」が生み出す資源を有効に利用できる地球にやさしいまち

5. 循環型地域社会の構築と地球環境の保全

20年・30年先の松阪を考え、みんなで協力して行動できるまち

6. 環境教育・環境学習の充実と仕組みづくり

【施策テーマ】



【基本目標 1. 健全な水循環の回復と維持】

施策テーマ（1）森林の保全と林業の活性化

目 標

林業の基盤を整備し安定経営を図ることで、森林の適正な管理を進めるとともに、多様な森林整備の推進により、森林の持つ水源かん養機能^{*}及び水の浄化能力を高めることをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○林業基盤の整備

- ① 林業経営の安定のため、林道・作業路など林業生産基盤の整備を推進します。【農林水産課】
- ② 林業経営の効率化を図るため、林業用及び特用林産用の施設、機械の整備を推進します。【農林水産課】
- ③ 「松阪市森林整備計画^{*}」に基づき、三重県や林業関係者と一体となって総合的・計画的に森林整備を図ります。【農林水産課】

○担い手の育成

- ④ 林業関係団体の育成・支援及び労働環境の整備により、林業後継者や林業従事者の育成に努めます。【農林水産課】

○林業の経営安定の推進

- ⑤ 地域材の需要拡大に向け、関係者の連携を進めるとともに、消費者に安全と安心を与える「顔の見える家づくり」を推進します。【農林水産課】
- ⑥ 森林施業の集約化、森林境界の明確化を促進し、低コスト化と生産性向上への取り組みを推進します。【農林水産課】
- ⑦ 木質バイオマス^{*}の活用など、木材のカスケード利用^{*}を推進します。【農林水産課】
- ⑧ 公共施設の整備に木材を積極的に利用するなど、地域材の需要拡大の取り組みを促進します。【農林水産課】

○森林保全に向けた取り組みの推進

- ⑨ 公共財と位置づけた「環境林^{*}」について、針広混交林^{*}の造成など公益的機能^{*}を重視した多様な森林づくりを推進します。【農林水産課】
- ⑩ 森林病虫害や野生鳥獣による森林被害の防止対策を進めます。【農林水産課】
- ⑪ 保安林^{*}指定を推進し、造林・育成を通じて保安林の整備を図ります。【農林水産課】
- ⑫ 森林をふれあいの場や都市住民との交流の場や教育の場として活用するよう努めます。【農林水産課】

- ⑬ 「松阪市開発行為に関する環境保全条例*」等に基づき、開発行為が自然環境と調和を保って行われるように指導します。

【環境課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P58、59の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 森林づくりボランティア活動に参加します。 ⇒ ⑫
- ◆ 地域材のよさについて学習し、理解を深めます。 ⇒ ⑤
- ◆ 地域材を積極的に利用することで、森林経営を支えます。 ⇒ ⑧
- ◆ 林業の担い手の育成に協力します。 ⇒ ④

市民団体の取り組み

- ◆ 森林づくりの体験型イベント・ボランティア活動の実施に努めます。 ⇒ ⑫
- ◆ 森林の保全・再生に協力します。 ⇒ ⑨、⑩、⑪

事業者の取り組み

- ◆ 森林の保全・再生に協力します。 ⇒ ⑨、⑩、⑪
- ◆ 森林づくりの体験型イベント・ボランティア活動の実施に努めます。 ⇒ ⑫
- ◆ 三重県や松阪市と連携して森林整備に努めます。 ⇒ ③
- ◆ 林業の担い手の育成に努めます。 ⇒ ④
- ◆ 行政と連携し、地域材の需要拡大の促進に努めます。 ⇒ ⑤、⑧
- ◆ 開発等を行う際は、できるだけ自然の地形を残すよう努めます。 ⇒ ⑬

施策テーマ（２）良好な水辺空間の形成

目 標

自然環境や生態系に配慮するとともに、人の心を癒し、身近にふれあう場の存在も重視した河川や海岸の整備を進め、良好な水環境の確保をめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○環境に配慮した河川等の整備

- ① なめり湖を親水公園として整備するとともに、松阪農業公園ベルファーム園内に所在する四郷池では、ビオトープ*・親水空間としての位置づけから堤頂部を散策道に利用し、木製防護柵や低木等を整備するなど自然環境を保全し生態系に配慮した親しみのある水辺空間の整備に努めます。
- ② 周辺の自然的、社会的、歴史的環境に調和した河川の整備に努めます。

【農村整備課】

【土木課】

○海岸環境の充実

- ③ 自然環境や生態系に配慮した海岸整備を促進します。
- ④ 狹師漁港海岸の整備に関して、高潮対策の強化を図るとともに市民の憩いの場を創出します。
- ⑤ 景観に配慮したうるおいのある海岸の整備を進めます。

【農林水産課】

【農林水産課】

【農林水産課】

○市民参加による河川、海岸等の環境保全活動の促進

- ⑥ 市民による河川、海岸等における清掃活動を促進し、良好な水辺環境の創出に努めます。

【土木課】



■ なめり湖

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P60の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 河川や海などに親しみを感じ、水辺空間を大切にします。 ⇒ ①、④
- ◆ 河川や海の美化活動に参加します。 ⇒ ⑥
- ◆ レジャーなどのごみは持ち帰ります。 ⇒ ⑥

市民団体の取り組み

- ◆ 河川や海の美化活動の実施に努めます。 ⇒ ⑥
- ◆ ビオトープ*づくりに協力します。 ⇒ ①

事業者の取り組み

- ◆ 水辺環境に配慮した工事の実施に努めます。 ⇒ ①、②、③
- ◆ 河川や海の美化活動に協力します。 ⇒ ⑥
- ◆ 開発等を行う際は、できるだけ自然の地形を残すよう努めます。 ⇒ ③、⑤

【基本目標 2. 多様な生態系と自然環境の保全及び回復と動植物の保護】

施策テーマ（1）生物多様性と貴重な動植物の生息・生育環境の保全

目 標

貴重な動植物の生息・生育環境を調査するとともに、これらの貴重な動植物を守る取り組みを進めることで人と自然が共生できるまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○貴重な動植物の生息・生育調査及び情報提供

- ① 市内外の有識者などの協力のもと、貴重な動植物の生息・生育調査によって得られた結果を地図にまとめた「松阪ネイチャーマップ」を環境学習に役立てるとともに、これらの動植物の保護について検討します。【環境課】
- ② 市域の動植物の生息・生育状況に関する詳細なデータベースの作成を検討します。【環境課】

○貴重な動植物の生息・生育環境の保護

- ③ 「松阪市開発行為に関する環境保全条例^{*}」等に基づき、開発行為が自然環境と調和を保って行われるように指導します。[再掲 P59] 【環境課】
- ④ 自然保護意識の高揚とマナーの向上をめざし、子どもから大人まで自然についての理解を深める場と機会の提供に努めます。【環境課】

○緑地・里山等の保全

- ⑤ 民有地の緑地、里山^{*}等の保全の支援に努めます。
【県との連携：農林水産課】
- ⑥ 身近な生き物の生息環境の保全に努めます。【環境課】

○自然体験学習の推進

- ⑦ 三重県環境学習センターなどトレーニングメニューを持つ機関と連携して、自然環境学習に関する情報の提供に努めます。【環境課】
- ⑧ 専門的知識を有する人やボランティア、環境保全団体などと連携し、地域における自然体験学習活動への支援に努めます。【環境課】



■ やまゆり群生地（飯高波瀬地区）

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P62 の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 身近な自然環境について学習し、理解を深めます。 ⇒ ①、④
- ◆ 生き物に対する理解を深め、その生息・生育環境を大切にします。 ⇒ ①、②、④
- ◆ 外来種の動植物を適正に管理し、放棄しないようにします。 ⇒ ④
- ◆ 自然に親しむイベントに積極的に参加します。 ⇒ ④、⑦、⑧
- ◆ 里山*の保全・再生活動に参加します。 ⇒ ⑤、⑥

市民団体の取り組み

- ◆ 自然に親しむイベントの実施に努めます。 ⇒ ⑧
- ◆ 里山の保全・再生に努めます。 ⇒ ⑤、⑥
- ◆ ビオトープ*づくりに協力します。 ⇒ ④

事業者の取り組み

- ◆ 森林の保全・再生に協力します。 ⇒ ⑤、⑥
- ◆ 開発等を行う際は、できるだけ自然の地形を残すよう努めます。 ⇒ ③

施策テーマ（２）自然環境に配慮した農業・漁業の促進

目 標

農業、漁業を環境に配慮した産業として振興することにより、農地、河川、海を保全し自然と共生できる土地利用を促進することで、多様な生き物が暮らすことのできるまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○環境と調和のとれた農業の推進

- ① 農薬や化学肥料などへの依存度を減らし、環境負荷の低減を目的とした環境保全型農業*を促進します。 【農林水産課】
- ② 多様な環境保全機能を担っている農地を保全するため、「松阪市農業振興地域整備計画*」及び「松阪市田園環境整備マスタープラン*」に基づき、地域の実情に即した効率的かつ安定的な農業経営基盤の整備強化を支援します。 【農林水産課、農村整備課】
- ③ 農地を身近な自然とふれあう場として生かしていくとともに、「松阪農業公園ベルファーム*」や「飯高地域資源活用交流施設（飯高駅）」などの施設を通じて都市と農村との交流のための事業を支援します。 【農林水産課】
- ④ 耕作放棄地の発生を防止することに努めながら、既耕作放棄地については利活用に向けた支援を実施します。 【農林水産課】



■ 松阪農業公園ベルファーム

○環境に配慮した漁業の推進

- ⑤ 水源林の育成など海や川の漁場環境の回復と維持に努めます。 【農林水産課】
- ⑥ 海底の底泥の浚渫（しゅんせつ）*などにより、海底の生き物の生育環境を回復し水質の改善を促進します。 【農林水産課】
- ⑦ 水産資源を保護するとともに、水産資源量に見合った計画的利用と積極的な水産資源の増殖により「つくり育てる漁業」を支援します。 【農林水産課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P64 の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 低農薬の農産物をできるだけ購入します。 ⇒ ①
- ◆ 農業・漁業体験型イベントに参加します。 ⇒ ③
- ◆ 地元産の農産物・水産物をできるだけ購入します。 ⇒ ①、③、⑦

市民団体の取り組み

- ◆ 農業・漁業体験型イベントの実施に努めます。 ⇒ ③

事業者の取り組み

- ◆ 農業者として、農地を荒廃させないように努めるとともに、既耕作放棄地の利活用に努めます。 ⇒ ④
- ◆ 農業者として、無農薬・有機栽培などの環境保全型農業*に積極的に取り組みます。 ⇒ ①
- ◆ 観光農業、グリーンツーリズム*、農業・漁業体験型イベントの実施により、都市と農村の交流に取り組みます。 ⇒ ③
- ◆ 「つくり育てる漁業」について、積極的な支援に努めます。 ⇒ ⑦

【基本目標 3. 都市生活型公害及び産業公害の防止と予防】

施策テーマ（1）大気汚染の防止

目 標

事業所などから排出される大気汚染物質による大気の汚染を防止するとともに、自動車の利用による環境への負荷を少なくすることで、空気がきれいで市民が健やかに暮らせるまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○事業所等からの大気汚染対策

- ① 大気汚染物質における監視体制の適正化を図るとともに、三重県と連携して「大気汚染防止法^{*}」や「三重県生活環境の保全に関する条例^{*}」等に基づく指導を行います。【環境課】
- ② 三重県公害事前審査制度^{*}の活用により公害防止の指導を行うとともに、公害防止協定^{*}の締結を進め公害防止の指導、監視に努めます。【環境課】

○環境にやさしい交通体系の整備

- ③ 自動車による排ガスを抑制するため、路線バス等の民間公共交通と市運営バスとの連携の強化に取り組み、公共交通機関の利用の促進に努めます。【商工政策課】
- ④ 鈴の音バスなどの地域公共交通システムの充実に努めるとともに、地域住民と協働し、地域の実情に応じた交通体系の整備に努めます。【商工政策課】
- ⑤ 公共交通機関などの交通結節点である、松阪駅及び伊勢中川駅における交通利便性の向上を図ります。【商工政策課】

○環境に配慮した自動車利用

- ⑥ 市における積極的な低公害車^{*}の導入を推進するとともに、家庭や事業所における低公害車の普及啓発に努めます。【財務課、環境課】
- ⑦ 急発進・急加速をしない、アイドリングストップ^{*}など環境にやさしいエコドライブ^{*}の普及啓発に努めます。【環境課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P66の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 自動車の排出ガスを減らすために、マイカーの利用を控え、徒歩や自転車、電車・バス（鈴の音バス等）などの公共交通機関を積極的に利用するよう努めます。 ⇒ ③、⑥
- ◆ 自動車を運転する時は、環境にやさしいエコドライブ*を実践します。 ⇒ ⑦

事業者の取り組み

- ◆ 法律や条例に基づく届出を行い、大気汚染物質の排出基準を守ります。 ⇒ ①
- ◆ 公害防止協定*の締結に努め、積極的に環境負荷の低減を図ります。 ⇒ ②
- ◆ ISO14001*やM-EMS（ミームス）*など環境マネジメントシステムの導入に努め、継続的に環境負荷の低減を図ります。 ⇒ ⑥
- ◆ 低公害車*の導入に努めるとともに、公共交通機関の利用の促進に関する啓発に取り組みます。 ⇒ ③、⑥

施策テーマ（２）水質汚濁の防止

目 標

生活排水、事業所排水による川や海の水質の汚濁を防ぎ、水がきれいで市民が健やかに暮らせるまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○生活排水処理施設の整備促進

- ① 生活排水の浄化に取り組むため、地域の特性に応じて公共下水道^{*}や農業集落排水施設^{*}及び合併処理浄化槽^{*}の計画的かつ効率的な整備を進めます。 【下水道建設課、農村整備課、環境課】
- ② 公共下水道や農業集落排水施設の供用開始後、すみやかに水洗化を促進するため、一般家庭、事業所への訪問・広報等による啓発活動を行なうとともに、一般家庭への排水設備工事の助成を行います。 【下水道建設課、農村整備課】
- ③ 単独処理浄化槽・し尿汲み取り施設から合併処理浄化槽への転換を含め、合併処理浄化槽の設置を推進します。 【環境課】

○生活排水対策に関する啓発

- ④ 「松阪市生活排水対策推進協議会」により、台所や洗濯による排水への汚濁負荷の低減のための啓発活動に取り組みます。 【環境課】
- ⑤ 生活排水の適正な処理を行うために、関係機関と連携して浄化槽の適正な維持管理の啓発を行います。 【環境課】

○事業所排水による水質汚濁の防止

- ⑥ 三重県と連携して「水質汚濁防止法^{*}」や「三重県生活環境の保全に関する条例^{*}」などに基づく規制・指導を行います。 【環境課】
- ⑦ 三重県公害事前審査制度^{*}の活用により公害防止の指導を行うとともに、公害防止協定^{*}の締結を進め公害防止の指導、監視に努めます。 【環境課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P68の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 公共下水道*の供用開始区域では、積極的に下水道に接続します。 ⇒ ①、②
- ◆ 合併処理浄化槽*を設置するとともに、適正に維持管理します。 ⇒ ①、③、④
- ◆ 洗剤を適量で使用する、食べ残しなどを排水口に流さないなど、排水による環境負荷の低減に努めます。 ⇒ ④

市民団体の取り組み

- ◆ 家庭における生活排水対策の普及・啓発に協力します。 ⇒ ④、⑤

事業者の取り組み

- ◆ 法律や条例に基づく届出を行い、水質の排出基準を守ります。 ⇒ ⑥
- ◆ 公害防止協定*の締結に努め、積極的に環境負荷の低減を図ります。 ⇒ ⑦
- ◆ ISO14001*や M-EMS（ミームス）*など環境マネジメントシステムの導入に努め、継続的に環境負荷の低減を図ります。 ⇒ ⑥、⑦

施策テーマ（3）有害化学物質への対応

目 標

有害化学物質による環境汚染を防止するとともに、汚染発生時には適切な情報を迅速に市民に提供することで、被害を最小限にとどめ市民の健康を守るまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○有害化学物質による地下水汚染への対策

- ① トリクロロエチレン*、テトラクロロエチレン*など地下水汚染の原因となる有害化学物質について、監視体制の充実、強化に努めるとともに、これらの物質に関する情報の収集に努めます。
- ② 事業所に対しては、公害防止協定*により有害化学物質に対する管理の徹底を指導するとともに、三重県と連携して汚染の防止対策に取り組みます。
- ③ 有害化学物質の汚染が確認された場合には、三重県をはじめ関係諸機関と連携して適切な情報を迅速に市民に伝え、市民の安全を確保できる体制の構築に努めます。

【環境課】

【環境課】

【環境課】

○ダイオキシン類等の対策の推進

- ④ ダイオキシン類*、環境ホルモン*やアスベストなどの有害化学物質について、その実態調査を進めるとともに情報を収集し公表します。
- ⑤ 国、三重県と連携して有害化学物質に対する取り組みを進めます。
- ⑥ 家庭、事業所等において法令で構造基準に適合していない焼却炉の使用自粛や野焼き行為の禁止を呼びかけるとともに、不適切な焼却に対しては中止するよう指導します。

【環境課】

【環境課】

【環境課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P70の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 化学肥料や除草剤・殺虫剤等の化学薬品の適正な使用・管理に努めます。 ⇒ ①
- ◆ ダイオキシン類*が発生しないように野焼きや基準に適合しない焼却炉の使用は行いません。 ⇒ ④、⑥

事業者の取り組み

- ◆ 有害化学物質の自己管理を徹底し、土壌や地下水の汚染防止に努めるとともに、適切な情報の公開に努めます。 ⇒ ②
- ◆ ダイオキシン類が発生しないように野焼きや基準に適合しない焼却炉の使用は行いません。 ⇒ ④、⑥
- ◆ 公害防止協定*の締結に努め、積極的に環境負荷の低減を図ります。 ⇒ ②
- ◆ ISO14001*や M-EMS（ミームス）*など環境マネジメントシステムの導入に努め、継続的に環境負荷の低減を図ります。 ⇒ ①、②、④、⑥

施策テーマ（４）騒音・振動及び悪臭の防止

目 標

事業所からの騒音・振動及び悪臭の防止に努めるとともに、自動車騒音・振動の軽減を図ることで、静かで暮らしやすいまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○事業所に対する騒音、振動対策

- ① 「騒音規制法*」、「振動規制法*」及び「三重県生活環境の保全に関する条例*」等に基づき規制・指導を行います。
- ② 三重県公害事前審査制度*の活用による公害防止の指導を行うとともに、公害防止協定*の締結を進め公害防止の指導、監視に努めます。

【環境課】

【環境課】

○環境騒音、道路交通振動への対応

- ③ 環境騒音、道路交通振動の測定を行い、三重県をはじめ関係諸機関と連携して騒音・振動対策の促進に努めます。

【環境課】

○悪臭への対応

- ④ 「悪臭防止法*」に基づき事業所における指導、立ち入り調査を行うとともに、畜産業からの悪臭に関しては、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律*」等に基づき三重県をはじめ関係諸機関と連携して、家畜のふん尿等の適正管理、リサイクルを促進します。

【環境課、農林水産課】



■ 騒音測定

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P72の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 日常生活における騒音で近隣の人に迷惑をかけないように配慮します。

⇒ ③

事業者の取り組み

- ◆ 法律や条例に基づく届出を行い、騒音・振動及び悪臭の防止に努めます。
- ◆ 住宅に隣接している事業所では、騒音・振動及び悪臭に対する配慮を徹底します。
- ◆ 公害防止協定*の締結に努め、積極的に環境負荷の低減を図ります。
- ◆ ISO14001*や M-EMS（ミームス）*など環境マネジメントシステムの導入に努め、継続的に環境負荷の低減を図ります。

⇒ ①、③

⇒ ①、③、④

⇒ ②

⇒ ①、②、④

施策テーマ（５）近隣公害への対応

目 標

市民及び事業者が近隣でのマナーを守って、住みよいまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○ごみの野外焼却の抑制

- ① 家庭、事業所等において法令で構造基準に適合していない焼却炉の使用自粛や野焼き行為の禁止を呼びかけるとともに、不適切な焼却に対しては中止するよう指導します。[再掲 P70]

【環境課】

○動物の適正な飼養の推進

- ② 動物の適正な飼養^{しやう}を促すために、関係機関と連携して啓発等を行い、市民の動物愛護の意識を高めます。

【環境課】

○地域主導による未然防止の取り組みの推進

- ③ 近隣公害*の未然防止のため、近隣住民によるルールづくりの支援などを通じて、日常生活における市民のマナーの向上に努めます。

【環境課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P74 の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 日常生活における騒音で近隣の人に迷惑をかけないよう配慮します。 ⇒ ③
- ◆ 近隣住民の迷惑とならないように、野焼きや基準に適合しない焼却炉の使用は行いません。 ⇒ ①
- ◆ 動物を飼う時は家族の一員として大切にし、マナーを守り近隣の人に迷惑をかけないように配慮します。 ⇒ ②

市民団体の取り組み

- ◆ 動物愛護の啓発に努めます。 ⇒ ②
- ◆ 近隣公害*の未然防止のための地域のルールづくりに協力します。 ⇒ ③

事業者の取り組み

- ◆ 近隣住民の迷惑とならないように、野焼きや基準に適合しない焼却炉の使用は行いません。 ⇒ ①
- ◆ 住宅に隣接している事業所では、騒音・振動及び悪臭に対する配慮を徹底し、近隣公害の未然防止に取り組みます。 ⇒ ③
- ◆ 近隣公害の未然防止のための地域のルールづくりに協力します。 ⇒ ③

【基本目標 4. 歴史文化の薫る魅力ある景観の形成と やすらぎある空間づくり】

施策テーマ（1）歴史文化遺産の保全と活用

目 標

文化財の保護、活用を進めるとともに、地域に根ざした文化的景観をまもり、育てることで歴史文化の薫るまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○歴史文化的景観の保全と活用

- ① 松坂城跡の周辺など歴史性及び地域性豊かなまち並みの保全活用を行います。 【文化課、都市計画課】
- ② 棚田などその地域を代表する独特の土地利用形態が残る文化的景観の保全を推進します。 【文化課、都市計画課】

○名勝、天然記念物の保存と回復

- ③ 中村川ネコギギ生息地、不動院ムカデラン群落など希少な天然記念物の保存と回復に努めます。 【文化課】
- ④ 阪内不動堂境内など貴重な名勝の保存と活用の支援に努めます。 【文化課】

○文化財の保護と活用

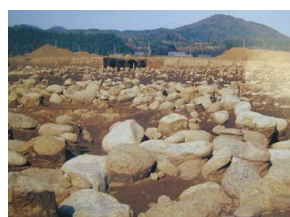
- ⑤ 龍泉寺三門など有形文化財の修復、保存を推進します。 【文化課】
- ⑥ 史跡公園として整備した宝塚古墳や天白遺跡の活用を図るなど、郷土の歴史文化を学ぶうえでの文化財の活用を進めます。 【文化課】
- ⑦ 文化財に関する情報を様々な方法で発信し、まちおこしなど観光資源として生かし、地域の活性化を図ります。 【文化課】

○生活文化や伝統文化の継承と振興

- ⑧ 伝統的文化、民俗行事、技術工芸、風俗習慣など「松阪らしさ」の掘り起こしと継承を支援します。 【文化課】
- ⑨ 生活や産業、伝統により育まれた松阪の文化を未来へと引き継いでいくため、松阪の魅力を発信していきます。 【文化課】



■ 御城番屋敷



■ 天白遺跡

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P76の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 歴史文化施設を利用し、市域にある文化財について理解を深めます。 ⇒ ①、②、③
④、⑤、⑥
- ◆ 地域の伝統行事や文化活動に参加します。 ⇒ ⑦、⑧
- ◆ 歴史性及び地域性豊かな景観を市民の共有財産として、その保全と活用に協力します。 ⇒ ①、②

市民団体の取り組み

- ◆ 市域にある歴史文化遺産の素晴らしさを紹介します。 ⇒ ①、②、③
④、⑤、⑥
- ◆ 文化活動への参加機会の提供に努めます。 ⇒ ⑧
- ◆ 市民の共有財産としてのまち並みを率先して守る取り組みを進めます。 ⇒ ①、②

事業者の取り組み

- ◆ 市域の遺跡や文化財等の調査・保存に協力します。 ⇒ ⑤
- ◆ 歴史的まち並みの保全や景観づくりに協力します。 ⇒ ①、②

施策テーマ（２）個性豊かな美しい景観づくりの推進

目 標

市民、事業者と協働して景観づくりに取り組むとともに、景観条例等による制度化を進め、緩やかな規制の運用に努めることで魅力ある景観のまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○美しい山並みと海岸線を生かした自然景観の形成

- ① 原風景を構成するゆるやかで美しい山並みや海岸の海苔ひび*の風景、流域の緑や河口の干潟など豊かな自然に親しむ空間の保全に努めます。

【都市計画課】

○魅力ある農山漁村景観の形成

- ② 棚田など歴史性及び地域性豊かな農山漁村景観の保全に努めます。

【都市計画課】

○快適な都市景観の形成

- ③ 歴史文化や近代的なまち並みに調和した、快適な市街地景観づくりに努めます。
- ④ 周辺と調和のとれた良好な景観の形成のため、屋外広告物に対する適切な指導に努めます。

【都市計画課】

【都市計画課】

○「松阪らしさ」のある歴史文化的景観の形成

- ⑤ 伊勢街道や和歌山街道などの歴史街道景観の保全や、歴史文化資源などを生かした景観拠点づくりに努めます。
- ⑥ 松坂城跡の周辺や射和・中万ちゅうまなど歴史的まち並みを生かした個性ある景観づくりに努めます。

【都市計画課】

【都市計画課】

○制度を利用した景観の形成

- ⑦ 「松阪市景観計画*」に基づき、届出制度による緩やかな規制の運用に努めます。
- ⑧ 良好な景観の地区を創出するため、景観重点地区への指定や地区計画等の導入による景観づくりに努めます。

【都市計画課】

【都市計画課】

○市民等との協働による景観の形成

- ⑨ 良好な景観づくりに向け、市民、事業者等の各主体が協働できる体制の整備に努めます。
- ⑩ 優れた景観形成の事例紹介などを通じて、景観づくりの普及啓発に取り組むことで市民の景観意識の高揚に努めます。

【都市計画課】

【都市計画課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P78の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 個性と魅力ある景観を市民の共有財産として、その保護と活用に協力します。 ⇒ ③、④
- ◆ 自然、歴史文化など素晴らしい景観を残してきた先人達に感謝し、次世代に引き継いでいくためにこの景観を守っていきます。 ⇒ ①、②、③、④
⑤、⑥、⑨
- ◆ 景観づくりに協力することで、景観意識を高めます。 ⇒ ⑨、⑩

市民団体の取り組み

- ◆ 市民の共有財産としてのまち並みを率先して守る取り組みを進めます。 ⇒ ⑧、⑨

事業者の取り組み

- ◆ 歴史的まち並みの保全や景観づくりに協力します。 ⇒ ⑦、⑧

施策テーマ（3）公園・緑地の整備

目 標

コミュニケーション、休息、スポーツ・レクリエーションなどの場及び災害時の避難場所として、地域の特性を生かした住民参加による公園の整備や緑地の保全、創出に努め、緑豊かで心やすらぐまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○公園・緑地の整備

- ① 多様化する市民のスポーツ・レクリエーション需要に対応するために、総合運動公園等の整備を図ります。 【土木課】
- ② 市民の利用形態に配慮し、市民が身近に利用できる街区公園、近隣公園、地区公園*などの整備、充実を図ります。 【土木課】
- ③ 市民が安全に公園施設を利用するために、定期的な点検及び計画的な補修を行い、安全管理の強化、施設の維持管理に努めます。 【土木課】
- ④ 民間宅地開発事業などによる公園・緑地の整備について指導を行います。 【土木課】
- ⑤ 防災面の向上を図るために、災害時の緊急避難場所としての公園整備を推進します。 【土木課】

○緑地の保全と緑化の推進

- ⑥ 緑地の保全と緑化の推進を総合的かつ計画的に行うため、「松阪市緑の基本計画*」の策定に取り組みます。 【都市計画課、土木課】
- ⑦ 道路・河川・学校など公共施設等の緑化推進に努めます。 【土木課、教育総務課】

○緑化意識の啓発の推進

- ⑧ 緑化意識の普及啓発を推進します。 【土木課】
- ⑨ 住民参加による公園の整備や、市民と行政が一体となって緑化の推進、公園緑地の整備、自然環境の保全など緑を生かしたまちづくりに努めます。 【土木課】



■ 中部台運動公園

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P80の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 生垣、庭木、花壇などで緑を増やすよう心がけます。 ⇒ ⑨
- ◆ 公園を利用するときは、マナーを守ります。 ⇒ ③
- ◆ 公園・緑地の整備及び維持管理に協力します。 ⇒ ①、②、③、⑤
- ◆ 緑の大切さを学習し、行政と一緒に緑を生かしたまちづくりに努めます。 ⇒ ⑧、⑨

市民団体の取り組み

- ◆ 環境美化活動の実施に努めます。 ⇒ ③、⑨
- ◆ 緑化に関するイベントを実施します。 ⇒ ⑧
- ◆ 公園・緑地の整備・維持管理に協力します。 ⇒ ①、②、③、⑤

事業者の取り組み

- ◆ 開発等を行う際には、緑を極力残すよう努めます。 ⇒ ④
- ◆ 開発等を行う際には、公園・緑地を設けるよう努めます。 ⇒ ④、⑥
- ◆ 事業所敷地内における緑化を推進します。 ⇒ ⑧、⑨

施策テーマ（４）誰にでもやさしい空間づくりの推進

目 標

すべての市民が快適で安全に移動し利用できる交通、施設の整備を進め、人にやさしいまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○交通、施設におけるバリアフリーの推進

- ① 「松阪市交通バリアフリー基本構想*」、「嬉野町交通バリアフリー基本構想*」に基づき、松阪駅、伊勢中川駅を中心とする市街地における交通バリアフリー*の現況を検証しながら、バリアフリー*の取り組みを進めます。 【福祉課、都市計画課】
- ② 駅や道路・歩道、公園、学校など公共施設のバリアフリー化を推進します。 【福祉課、都市計画課、土木課、教育総務課】
- ③ 民間施設のバリアフリー化を促進します。 【福祉課】

○バリアフリーのまちづくりの推進

- ④ 「松阪市バリアフリーのまちづくり基本計画*」に基づき、バリアフリー環境の整備に取り組みます。 【福祉課】
- ⑤ 市民で構成する「松阪市民バリアフリー推進チーム*」と協働して、バリアフリー推進体制の強化を図ります。 【福祉課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P82 の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 歩行者を優先した自家用車の運転に心がけます。 ⇒ ①
- ◆ 点字ブロックの上や障がい者用の駐車スペースに迷惑駐車・駐輪は行いません。 ⇒ ①
- ◆ 「松阪市民バリアフリー推進チーム^{*}」の活動に協力します。 ⇒ ⑤
- ◆ 心のバリアフリー^{*}を意識し、身近に困っている人がいたら助けます。 ⇒ ④

市民団体の取り組み

- ◆ 「松阪市民バリアフリー推進チーム」などバリアフリーの活動に努めます。 ⇒ ⑤

事業者の取り組み

- ◆ 建築物及び周辺環境の整備にあたっては、ユニバーサルデザイン^{*}の考え方を取り入れるとともに、既存施設においても整備におけるバリアフリー化を進めます。 ⇒ ③

【基本目標 5. 循環型地域社会の構築と地球環境の保全】

施策テーマ（1）ごみの減量化と再利用の促進

目 標

製品の生産から流通、販売、消費にいたる各段階においてごみの発生抑制と再利用の促進に各主体が取り組み、ごみの焼却や埋め立てをできる限り少なくすることで資源を有効に利用できるまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○ごみの減量化と再使用・再資源化の推進

- ① 3R*（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方を基本として、ごみ減量と資源化の啓発活動に取り組み、ごみ減量に対する市民意識の高揚に努めます。
- ② ごみ処理に応じた分別品目の見直しを行うとともに、リサイクル施設の整備・充実に努めます。
- ③ 不用品をごみとせず、再使用を促進するよう啓発活動に努めます。
- ④ 環境にやさしい商品の購入を促進するよう啓発活動に努めます。

【清掃政策課】

【清掃政策課】

【清掃政策課】

【清掃政策課】

○市民、事業者のごみ減量、再資源化への取り組みの支援

- ⑤ 資源物集団回収活動の促進や市民が資源物を出しやすい環境づくりに努めます。
- ⑥ 家庭から出る生ごみの減量化を進めるため、生ごみの堆肥化事業や補助制度の充実に努めます。
- ⑦ ごみの分け方・出し方などに関するわかりやすいパンフレットなどを作成し、ごみ減量とごみの分別意識の高揚に努めます。

【清掃政策課】

【清掃政策課】

【清掃政策課】



■ 地区での資源物回収の様子

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P84 の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 商品や製品を購入するとき、本当に必要なものか、また、無駄にならないか考えて、できるだけ長く使えるものを購入するよう努めます。 ⇒ ①、③、④
- ◆ マイバッグなどを持参し、レジ袋を使わないように心がけます。 ⇒ ①
- ◆ 商品を購入するときは、環境面からみてよい商品かどうか、使い終わって廃棄するときどうなるのかを考えて選ぶよう努めます。 ⇒ ①、④
- ◆ 使い捨て商品はできるだけ使わないように心がけます。 ⇒ ①
- ◆ 生ごみの堆肥化に取り組みます。 ⇒ ⑥
- ◆ 地域での資源物回収などによるリサイクル活動に協力します。 ⇒ ⑤

市民団体の取り組み

- ◆ 生ごみの堆肥化の普及に取り組みます。 ⇒ ⑥
- ◆ リサイクルバザーなどを実施します。 ⇒ ①、③
- ◆ リサイクルに関する情報収集とその提供に努めます。 ⇒ ①
- ◆ 地域で資源物回収などによるリサイクル活動に取り組みます。 ⇒ ⑤

事業者の取り組み

- ◆ 再使用・再資源化しやすい商品の開発・販売に努めます。 ⇒ ④
- ◆ 過剰包装をしないよう努め、容器包装の素材をわかりやすく表示します。 ⇒ ①
- ◆ 各種のリサイクル法に基づく分別収集、再資源化に対する責任を果たします。 ⇒ ①
- ◆ 事業所におけるゼロ・エミッション^{*}化に取り組みます。 ⇒ ④

施策テーマ（２）環境産業の育成

目 標

環境をよくすることが地域産業の活性化と雇用の創出につながるよう、環境産業を育成することにより、自然と地域の活力が好循環するまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

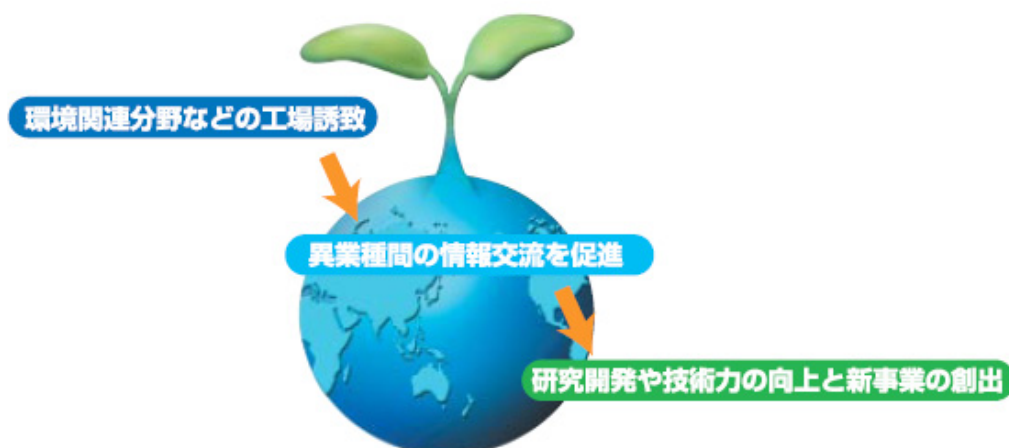
○環境産業の誘致・集積

- ① 環境関連分野をはじめとする生活関連型産業等の工場誘致に努めます。
- ② 地域の資源を活用した企業立地推進に努めます。
- ③ 多様な分野において環境産業が盛んになると考えられることから、異業種間の情報交流を促進することにより、研究開発や技術力の向上と新事業の創出を図ります。

【企業立地推進室】

【企業立地推進室】

【企業立地推進室】



市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P86の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ まちの自然を生かした産業やリサイクル産業など、まちの環境をよりよくなる新たな産業づくりに協力します。 ⇒ ①、②、③

市民団体の取り組み

- ◆ まちの自然を生かした産業やリサイクル産業など、まちの環境をよりよくなる新たな産業づくりに協力します。 ⇒ ①、②、③

事業者の取り組み

- ◆ まちの自然を生かした産業やリサイクル産業など、まちの環境をよりよくなる新たな産業づくりに取り組みます。 ⇒ ①、②、③

施策テーマ（3）ごみの適正処理

目 標

ごみの不法投棄やポイ捨てへの対策を進めるとともに、長期的な視点からごみ処理施設及び収集体制の整備を進め、ごみの処理による環境負荷が少ないまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○ごみ処理施設の計画的な整備の推進

- ① 「松阪市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画^{*}」に基づき、全市的なごみ処理一元化に対応した廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進します。
- ② ダイオキシン類^{*}などの有害物質の低減対策を図るとともに、施設の維持管理を徹底するなど一層の環境負荷の低減に努めます。
- ③ 容器包装リサイクル法等に対応した施設の整備に取り組みます。

【清掃政策課】

【清掃事業課】

【清掃政策課】

○ごみの収集業務の円滑化

- ④ 収集業務において、地域、事業者との連携を密にし効率的に収集作業が行えるように収集業務に取り組むとともに、ごみ処理に適した分別排出などの推進に努めます。

【清掃事業課】

○ごみの不法投棄の防止

- ⑤ 国や三重県をはじめ地域住民と連携してごみの不法投棄の防止に努めます。
- ⑥ 市民の環境美化意識の向上に努め、環境美化活動を促進します。

【清掃事業課】

【清掃事業課】



■ 第二清掃工場

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P88の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ ごみは正しく分別し、燃やしたり埋め立てたりするごみを少なくします。 ⇒ ①、④
- ◆ 環境美化活動に参加します。 ⇒ ⑥

市民団体の取り組み

- ◆ 環境美化活動の実施に努めます。 ⇒ ⑥
- ◆ 不法投棄の防止などごみの適正処理の啓発活動に協力します。 ⇒ ⑤
- ◆ 地域において、適正に分別を行い、円滑なごみ収集に協力します。 ⇒ ④

事業者の取り組み

- ◆ 法律をまもり、ごみを適正に処理します。 ⇒ ④
- ◆ 環境美化活動の実施に努めます。 ⇒ ⑥

施策テーマ（４）省エネルギー・新エネルギーの推進

目 標

省エネルギーへの取り組みを広く定着させるとともに、環境にやさしいエネルギーを利用することで、地球にやさしいまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○家庭における省エネルギーへの取り組みの促進

- ① 省エネルギーへの取り組みも含め、環境に配慮した生活様式の普及に取り組めます。
- ② 適切な情報媒体を利用して、環境にやさしい具体的な行動事例を紹介していきます。

【環境課】

【環境課】

○率先した省エネルギーへの取り組み

- ③ 省エネルギー型の公共施設の整備を進め、率先して効率的なエネルギー利用に努めます。
- ④ 「Matsusaka-EMS（松阪市環境マネジメントシステム）^{*}」、「エコオフィスアクションプログラムまつさか（松阪市地球温暖化対策率先実行計画）^{*}」を含めた「環境マネジメントシステム」を運用することで率先してエコオフィス^{*}を実践するとともに、事業所のエコオフィスを促進するため適切な情報提供に努めます。

【財務課】

【環境課】

○身近な新エネルギーの普及・啓発

- ⑤ 県などの関係機関と連携し、市域における新エネルギー^{*}の利用の普及・啓発を推進します。

【環境課】

○地域資源を活用した新エネルギーの創造

- ⑥ 間伐材等の未利用資源を木質バイオマス^{*}として利用促進するなど地域資源の高度利用と地域産業の活性化を図ります。

【企業立地推進室、農林水産課】

- ⑦ 「松阪市地域新エネルギービジョン^{*}」に基づき、潜在する地域資源を生かした新エネルギーの創造に努めます。

【環境課】

○率先した新エネルギー導入への取り組み

- ⑧ 公用車における低公害車^{*}の導入を率先して進めます。
- ⑨ 公共施設への新エネルギー利用の積極的な導入を図ります。

【財務課】

【施設管理主担当課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P90の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ ライトダウンに取り組むなど家庭における節電、節水に努めます。 ⇒ ①
- ◆ 電化製品を購入する際には、節電型、節水型製品を選ぶように努めます。 ⇒ ①
- ◆ 新エネルギー*について理解を深め、家庭における新エネルギーの導入に努めます。 ⇒ ⑤

市民団体の取り組み

- ◆ 省エネルギー・新エネルギーに関する情報収集とその提供に努めます。 ⇒ ②、⑤

事業者の取り組み

- ◆ ライトダウンに取り組むなど事業所における節電、節水に取り組めます。 ⇒ ④
- ◆ 新エネルギーについて理解を深め、事業所における新エネルギーの導入に努めるとともに、地域資源を生かした新エネルギーを利用することで、地域産業の活性化に努めます。 ⇒ ⑤、⑥、⑦
- ◆ 業務用車両への低公害車*の導入に努めます。 ⇒ ⑧

施策テーマ（５）地球温暖化の防止

目 標

地球温暖化*の大きな原因となっている二酸化炭素の排出量を減らす取り組みを進め、地球環境にやさしいまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○二酸化炭素の排出削減に向けた総合的な取り組みの推進

- ① 省エネルギー・新エネルギー*対策など総合的に施策を推進することで、二酸化炭素の排出量の削減に努めます。
- ② 市民に対する地球温暖化*防止に関する啓発を行うとともに、日常生活に伴う二酸化炭素排出の削減に向けた具体的な取り組みを紹介し
ます。
- ③ 温暖化防止のための国民運動*への参加や、三重県地球温暖化防止活動センターなど他の諸機関とも積極的に連携して、地球温暖化の防止に取り組みます。

【環境課】

【環境課】

【環境課】

○二酸化炭素の排出削減に向けた率先取り組みの推進

- ④ 「エコフィスアクションプログラムまつさか（松阪市地球温暖化対策率先実行計画）*」に基づき、率先して市の事務事業における二酸化炭素の排出削減に取り組みます。

【環境課】

○二酸化炭素の排出量削減に向けた仕組みの構築

- ⑤ 取り組みの強化が求められてきている地球温暖化対策について、市、市民、市民団体、事業者が連携・協力して二酸化炭素の排出量の削減に取り組める仕組みづくりを検討します。

【環境課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P92 の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 自家用車のアイドリングストップ*に努めます。 ⇒ ①、②、③
- ◆ 自転車及び公共交通機関の利用に努めます。 ⇒ ①、②、③
- ◆ 自家用車購入の際には、最新の規制に適合した低公害型の車を購入するよう努めます。 ⇒ ①
- ◆ 私たちの日々の暮らしからでる二酸化炭素が、地球温暖化*の原因を引き起こしているとの認識を持ち、地球温暖化防止問題に対する正しい知識の習得に努めます。 ⇒ ②、③

市民団体の取り組み

- ◆ 省エネルギー・自然エネルギーに関する情報収集とその提供に努めます。 ⇒ ①、⑤

事業者の取り組み

- ◆ グリーン購入*・グリーン調達*を促進します。 ⇒ ②
- ◆ 業務用車両におけるアイドリングストップに取り組みます。 ⇒ ①
- ◆ 共同集配送の推進など物流の合理化に取り組みます。 ⇒ ①
- ◆ クールビズ*、ウォームビズ*を実践し、適正なオフィスの室温を保つことで二酸化炭素の排出の抑制に努めます。 ⇒ ①
- ◆ ISO14001*や M-EMS（ミームス）*など環境マネジメントシステムの導入に努め、継続的に環境負荷の低減を図ります。 ⇒ ①、②

【基本目標 6. 環境教育・環境学習の充実と仕組みづくり】

施策テーマ（1）パートナーシップの仕組みづくり

目 標

環境に関する情報を積極的に提供するとともに、市民、市民団体、事業者、行政が協働して環境にやさしい行動を実践できる仕組みをつくることで、子どもたちに自信を持って「うるおいある豊かな環境に つつまれるまち まつさか」をバトンタッチできるまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○環境保全に向け各主体が協働できる体制の整備

- ① 市民、市民団体、事業者、教育機関、行政の各主体が協働して環境にやさしい行動を実践する「松阪市環境パートナーシップ会議」を推進母体として、環境にやさしい行動を市域に広めるよう推進します。

【環境課】

○環境に関する情報提供の充実

- ② 「松阪市環境基本計画」の施策の取り組み結果や進捗状況をまとめた年次報告書について、わかりやすさの向上に努めながら、内容の充実を図ります。
- ③ 「松阪市環境パートナーシップ会議」による環境活動の取り組み事例など、環境にやさしい行動の支援につながる情報を収集し、わかりやすく市民に提供します。
- ④ 環境情報の提供に際しては、「広報まつさか」などの他、情報格差に留意しつつ、ケーブルテレビやホームページなど多様な情報伝達手段を積極的に活用します。

【環境課】

【環境課】

【環境課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P94 の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 環境に関するイベントや学習会など各種行事に積極的に参加します。 ⇒ ①
- ◆ 「松阪市環境パートナーシップ会議」の活動に協力します。 ⇒ ①、③

市民団体の取り組み

- ◆ 環境にやさしい行動指針を市民に広げるよう具体的な取り組みを実践します。 ⇒ ①
- ◆ 「松阪市環境パートナーシップ会議」の活動で主体的な役割を果たします。 ⇒ ①、③

事業者の取り組み

- ◆ 環境に関する各種行事への参加、支援を行います。 ⇒ ①
- ◆ 事業所の環境保全に関する取り組みを広く公開し、環境への負荷を低減させる取り組みの普及に努めます。 ⇒ ②、③、④
- ◆ 「松阪市環境パートナーシップ会議」の活動で主体的な役割を果たします。 ⇒ ①、③

施策テーマ（２）環境教育・環境学習の推進

目 標

広く市民を対象として環境教育・環境学習を進めることで、20年・30年先の松阪の姿を考え行動できるまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○環境教育・環境学習機会の充実

- ① 自然や歴史文化とふれあうことのできる体験体感学習などの場や機会の充実など市民に対し環境学習の場の提供に努めます。
【環境課、いきがい学習課】
- ② 「松阪市リサイクルセンター」を活用し、3R^{*}を基本とした市民のごみ減量化に対する意識の高揚に努めます。
【清掃政策課】
- ③ 学校エコチャレンジ^{*}に継続して取り組むことにより、省エネルギーや3Rを意識したごみの減量化、地域の自然生態系の保護など、身近な環境問題に対して子どもたちが関心を持ち、自ら進んで環境にやさしい活動ができるよう各幼稚園、小・中学校における環境教育・環境学習の充実に努めます。
【学校支援課】
- ④ 子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や環境問題に対し自ら考え行動する力を育むため、環境を通じた保育に努めます。
【こども未来課】
- ⑤ 「学校環境デー（6月5日）」を設定し、この日を中心として各幼稚園、小・中学校がそれぞれ創意工夫して環境保全の取り組みに努めます。
【学校支援課】
- ⑥ こどもエコクラブ^{*}の充実を図ります。
【環境課】
- ⑦ 「エコフィスニュース^{*}」の充実や研修会の開催など率先して市職員の環境意識の啓発に努めます。
【環境課】

○人材の育成及び体制の整備

- ⑧ 三重県環境学習センターなどトレーニングメニューを持つ機関と連携して、環境教育・環境学習に関する情報の提供に努めます。
【環境課】
- ⑨ 専門的知識を有する人やボランティア、環境保全団体などと連携して、地域における環境教育・環境学習のリーダーの育成と継続的な活動への支援に努めます。
【環境課】
- ⑩ 地域での環境教育・環境学習を通じて、自分たちの力で自分たちが住む地域の環境を守っていく取り組みを支援します。
【コミュニティ推進課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P96の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 環境に関する情報を収集し、理解を深めるよう心がけます。 ⇒ ①、②、⑧
- ◆ 環境に関するイベントや学習会など各種行事に積極的に参加します。 ⇒ ①、⑧
- ◆ 「こどもエコクラブ^{*}」等の活動に参加するよう努めます。 ⇒ ⑥

市民団体の取り組み

- ◆ 環境に関する講演会やイベントの実施に努めます。 ⇒ ⑧、⑨
- ◆ 環境教育・環境学習を担う人材の育成に努めます。 ⇒ ⑧、⑨
- ◆ 環境リーダーの育成に努めます。 ⇒ ⑨
- ◆ 松阪の自然や歴史文化について情報交換を行い、環境学習の機会の充実に取り組みます。 ⇒ ①
- ◆ 環境教育・環境学習に加え、地域の自然に直接触れる体験を通じて、自分たちの力で自分たちが住む地域の環境を守っていく意識を育てます。 ⇒ ⑩

事業者の取り組み

- ◆ 環境に関する各種行事への参加、支援を行います。 ⇒ ⑧、⑨
- ◆ 事業所の環境保全に関する取り組みを広く公開し、環境への負荷を低減させる取り組みの普及に努めます。 ⇒ ①、⑧
- ◆ 事業所内外において、環境教育・環境学習に取り組みます。 ⇒ ③、⑧、⑨

